

## 「京都創生総合戦略・レジリエンス・SDGs」推進本部設置要綱

### (設置)

第1条 「京都創生総合戦略」の推進、「都市レジリエンス」の構築及び「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に一体的に取り組むための連絡調整並びに政策及び施策の企画及び実施（以下「政策の企画等」という。）を行うため、「京都創生総合戦略・レジリエンス・SDGs」推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

### (組織)

第2条 推進本部は、本部長、戦略顧問、副本部長及び本部員をもって組織する。

### (本部長)

第3条 本部長は、市長をもって充てる。

2 本部長は、推進本部の事務を総理する。

### (戦略顧問)

第4条 戦略顧問は、レジリエント・シティ京都市統括監をもって充てる。

2 戦略顧問は、本市のレジリエンスを向上させる観点から、庁外の多様な関係者等との連携から得た知見に基づき、本部長、副本部長及び本部員に対し、政策の企画等に必要な助言等を行う。

### (副本部長)

第5条 副本部長は、副市長をもって充てる。

2 副本部長は、それぞれの担任する事務の範囲における政策の企画等に必要な連絡及び調整を行う役割を担う。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、あらかじめ本部長が定めた順序で、副本部長がその職務を代理する。

### (本部員)

第6条 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 京都市事務分掌規則第1条第9項に掲げる監、京都市事務分掌条例第1条に規定する局の長及び市長が指名する担当局長
- (2) 区長及び担当区長
- (3) 消防局長
- (4) 京都市公営企業の管理者及び組織に関する条例第2条に規定する管理者
- (5) 教育長
- (6) 市会事務局長
- (7) 選挙管理委員会事務局長
- (8) 監査事務局長

- (9) 人事委員会事務局長
- (10) 交通局次長
- (11) 上下水道局次長
- (12) 教育次長
- (13) 前各号に掲げる者のほか、本部長が必要と認める本市関係職員

2 本部員は、それぞれの主管事務における政策の企画等に努める。

(会議)

第7条 推進本部の会議（以下「会議」という。）は、本部長が必要があると認めるとき、随時招集する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、戦略顧問、副本部長及び本部員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(部会)

第8条 本部長は、特定の事項を調査させ、又は審議させるため必要があると認めるときは、推進本部に部会を置くことができる。

2 部会の構成員は、本市関係職員のうちから、本部長が指名する。

(庶務)

第9条 推進本部の庶務は、総合企画局が行う。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。